

（第31号議案）

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

2 主な改正内容

- （1）連携施設の確保について要件の緩和（第6条第2項～第5項）
- （2）調理設備及び調理員について経過措置期間を5年延長（附則第3項）
- （3）連携施設を確保しないことができる経過措置期間を5年延長（附則第4項）

3 改正案

新旧対照表のとおり

4 施行時期

公布の日

中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対し、必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する認定こども園をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は保育所(同項に規定する保育所をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 必要に応じて代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 中野区長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第7条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対し、必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する認定こども園をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は保育所(同項に規定する保育所をいう。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 必要に応じて代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。</p> <p>(3) (略)</p>

者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると中野区が認める者

4 中野区長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、中野区長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第

6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第7条～第21条 (略)

第2章 家庭的保育事業

第22条 (略)

(職員)

第23条 (略)

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、保育を行っている乳幼児の保育に専念でき、かつ、法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しないものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

第24条～第26条 (略)

第3章 小規模保育事業

第1節 (略)

第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に該当するものであり、保育室等を3階以上の階に設ける建物は次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

ア (略)

イ 保育室等が設けられている次の表左欄に掲げる階に応じ、同表中欄に定める区分ごとに同表右欄に定める施設又は設備が1以上設けられていること。

第7条～第21条 (略)

第2章 家庭的保育事業

第22条 (略)

(職員)

第23条 (略)

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者で、保育を行っている乳幼児の保育に専念でき、かつ、法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しないものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

第24条～第26条 (略)

第3章 小規模保育事業

第1節 (略)

第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に該当するものであり、保育室等を3階以上の階に設ける建物は次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

ア (略)

イ 保育室等が設けられている次の表左欄に掲げる階に応じ、同表中欄に定める区分ごとに同表右欄に定める施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	(略)	(略)
3階	(略)	(略)
4階	常用	(略)
以上 の階	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合は、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同条に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第3号、第4号及び第10号</u>を満たすものとする。）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

ウ～ク (略)

第29条・第30条 (略)

第3節・第4節 (略)

第4章 (略)

第5章 事業所内保育事業

第42条 (略)

(設備の基準)

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7) (略)

(8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及

階	区分	施設又は設備
2階	(略)	(略)
3階	(略)	(略)
4階	常用	(略)
以上 の階	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合は、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は<u>外気</u>に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる<u>と認められるもの</u>に限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、<u>同条第3項第2号、第3号及び第9号</u>を満たすものとする。）</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>

ウ～ク (略)

第29条・第30条 (略)

第3節・第4節 (略)

第4章 (略)

第5章 事業所内保育事業

第42条 (略)

(設備の基準)

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。以下この条、第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(7) (略)

(8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及

びかに掲げる要件に該当するものであり、保育室等を3階以上の階に設ける建物は次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

ア (略)

イ 保育室等が設けられている次の表左欄に掲げる階に応じ、同表中欄に定める区分ごとに同表右欄に定める施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	(略)	(略)
3階	(略)	(略)
4階	常用	(略)
以上	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合は、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。</u> ） 2 (略) 3 (略)

ウ～ク (略)

第44条 (略)

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者については、連携施設の確保に当たって、第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法

びかに掲げる要件に該当するものであり、保育室等を3階以上の階に設ける建物は次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

ア (略)

イ 保育室等が設けられている次の表左欄に掲げる階に応じ、同表中欄に定める区分ごとに同表右欄に定める施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	(略)	(略)
3階	(略)	(略)
4階	常用	(略)
以上	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合は、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は <u>外気</u> に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができる <u>と認められるもの</u> に限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、 <u>同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。</u> ） 2 (略) 3 (略)

ウ～ク (略)

第44条 (略)

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者については、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、中野区長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第46条～第48条（略）

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備法」という。）の施行の日から施行する。ただし、附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

（食事の提供の経過措置）

- 2 整備法の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、整備法の施行の日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合は、整備法の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第

第46条～第48条（略）

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備法」という。）の施行の日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

（食事の提供の経過措置）

- 2 整備法の施行の日の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、整備法の施行の日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合は、整備法の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）（第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に

47条第1項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

3 前項の規定にかかわらず、整備法の施行の日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、整備法の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第2条に規定する利用乳幼児への食事の提供を同条に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の施設の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

（連携施設に関する経過措置）

4 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると中野区が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、整備法の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業B型等に関する経過措置）

5 （略）

（利用定員に関する経過措置）

6 （略）

（施行前の準備）

7 （略）

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

8 （略）

9 （略）

10 附則第8項の事情に鑑み、当分の間、1日に

係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。

（連携施設に関する経過措置）

3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると中野区が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、整備法の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

（小規模保育事業B型等に関する経過措置）

4 （略）

（利用定員に関する経過措置）

5 （略）

（施行前の準備）

6 （略）

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

7 （略）

8 （略）

9 附則第7項の事情に鑑み、当分の間、1日につ

つき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると中野区長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

11 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

き 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると中野区長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

10 (略)